

# 兵庫県公報

平成23年12月5日 月曜日 第4号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則 ……………	1

## 公布された法令のあらまし

- 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第8号）  
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 人事委員会規則

職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月5日

兵庫県人事委員会  
委員長 中瀬 憲一

### 兵庫県人事委員会規則第8号

#### 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

25 条例附則第47項の規定の適用により、条例附則第27項に規定する役職加算割合から一定の割合を減じて得た割合に100分の0.1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

24 条例附則第43項の規定の適用により、条例附則第26項に規定する役職加算割合から一定の割合を減じて得た割合に100分の0.1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。